

介護サービス利用者の皆様へのお願い

介護職員への**ハラスメント**していませんか？

以下のような行為はハラスメントに該当し、場合によっては、介護サービスの中止や契約解除となり、介護サービスの提供が出来なくなるかもしれません。



ハラスメントの具体例

身体的暴力

- ものを投げる
- たたく、ける、つねる
- つばを吐く
- 服をひきちぎる

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 威圧的な態度で接する
- 理不尽なサービスを要求する
- 長時間のクレーム

セクシャルハラスメント

- 必要もなく体を触る
- ひわいな言動を繰り返す

介護サービス事業者等は、介護サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるよう、質の高いサービスの提供に努められています。

近年、介護現場における介護サービス事業者等の職員に対する利用者やご家族からのハラスメントが問題になっています。

ハラスメントを防止することで、介護サービスを円滑に継続して利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力よろしくお願いします。